

# 金文通解

## 殷簋

### 三輪 健介

キーワード 西周中期 周新宮 内史 東鄙 五邑

器名 殷簋

時代 西周中期 (①呼林貴・薛東星・銘圖他)

出土

一九八四年、陝西省耀縣(今の銅川市耀州區)丁家溝村の劉育華が土を取っていた時に発見したもので、二つの簋と四つの編鐘の計六件が窖藏の中より出土した。発見時、青銅器の上は薄い石板で覆われていた。この窖藏は西周晩期のものである可能性があるという。(①呼林貴・薛東星)

收藏

殷簋甲・乙の名稱は陝金に従った。銘圖 5305 を甲、銘圖 5306 を乙と記す。

①呼林貴・薛東星は殷簋甲・乙 (①呼林貴・薛東星のいう殷簋乙は

著録に述べるように甲の蓋の可能性がある) は銅川市博物館に收藏と  
いう。

銘圖 5305 は殷簋甲は初め銅川市藥王山博物館に收藏され、現在は  
陝西歴史博物館に收藏と記す。

銘圖 5306 は殷簋乙は銅川市藥王山博物館に收藏と記す。西部網(陝  
西新聞網)【毎日瑰寶】殷簋」([http://m.cnwest.com/sxxw/a/2021/  
12/30/20202137.html](http://m.cnwest.com/sxxw/a/2021/12/30/20202137.html)) によると、二〇二一年十二月三十日時点で  
銅川博物館に收藏されているようである。

著録

①呼林貴・薛東星「耀縣丁家溝出土西周窖藏青銅器」(『考古與文物』  
一九八六年第四期) 4頁圖1(殷簋甲)・4頁圖2(殷簋乙)  
吳鎮烽編著『陝西金文彙編』(三秦出版社、一九八九年) 402(甲器・蓋)・  
403(乙器)

劉雨・嚴志斌編著『近出殷周金文集録』(中華書局、二〇〇二年)  
487・488

鍾柏生・陳昭容・黃銘崇・袁國華編『新收殷周青銅器銘文暨器影彙編』

〔藝文印書館、1100六年〕840・841

吳鎮烽編『商周青銅器銘文暨圖像集成』（上海古籍出版社、2012年）

5305（蓋・器）・5306（蓋・器）

銘圖5305器の拓本と銘圖5306器の寫眞はスペーサーの位置や字形をしてみると、同一の器のものである可能性が高い。西部網（陝西新聞網）の器の寫眞も同じであると考えられる。

また、①呼林貴・薛東星の4頁圖2（殷簋乙）は拓本が不鮮明であるが、銘圖5305蓋と同一の銘文から拓本をとったものである可能性がある。近出と新收は①呼林貴・薛東星と同一の拓本である。

同一と思われる拓本及び寫眞を以下にまとめた。殷簋乙の器の拓本・寫眞等の存在は不明となっている。

・殷簋甲器：①呼林貴・薛東星（甲）・陝金402（甲器）・近出487（器）・新收840（器）・銘圖5305（器）・5306（器）・西部網（陝西新聞網）（器）  
・殷簋甲蓋：①呼林貴・薛東星（乙）・陝金402（甲蓋）・近出488（蓋）  
新收841（蓋）・銘圖5305（蓋）

・殷簋乙蓋：陝金403（乙器）・銘圖5306（蓋）・西部網（陝西新聞網）（蓋）

### 考釋

①呼林貴・薛東星「耀縣丁家溝出土西周窖藏青銅器」（『考古與文物』一九八六年第四期）

②陳黎「周代農村基層聚落初探——以西周金文資料爲中心的考察」（朱

鳳瀚主編『新出金文與西周歷史』上海古籍出版社、2011年）

③高澤浩一編『近出殷周金文考釋』第二輯、陝西省 四川省 內蒙省 山西省（研文出版、2013年）

④鄒美都・查飛能「西周中晚期册名金文所見“五邑”新探」（『雲南民族大學學報（哲學社會科學版）』第三十六卷第一期、2019年）

### 參考文獻

⑤何景成『西周王朝政府的行政組織與運行機制』（光明日報出版社、2013年）

⑥王鵬「西周金文中的“鄙”（邑）例考」（『中國建築學會建築史學分會暨學術研討會2019論文集（上）』（出版社・年號不明）

⑦謝能宗「先秦時期“鄙”字指代的空間範圍及其對商周國家結構的啓示」（『青銅器與金文』第五輯、2010年）

⑧松丸道雄「殷周國家の構造」（『岩波講座世界歷史』四、岩波書店、一九七〇年）

⑨林澧「關於中國早期國家形式的幾個問題」（『林澧學術文集』中國大百科全書出版社、一九九八年）

⑩伊藤道治『中國古代王朝の形成——出土資料を中心とする殷周史の研究——』（創文社、一九七五年）

⑪松井嘉徳『周代國制の研究』（汲古書院、2002年）

⑫王輝『中國古文字導讀 商周金文』（文物出版社、2006年）

⑬李家浩「說“命汝更克司直鄙”」（『古文字研究』第三〇輯、中華書局、2014年）

- ⑭村上幸造「金文通解 史密簋」(『漢字學研究』第一號、二〇一三年)  
 ⑮劉雨「近出殷周金文綜述」(『故宮博物院院刊』二〇〇二年三期)  
 ⑯許倬雲『西周史(增補二版)』(生活・讀書・新知三聯書店、二〇一二年)

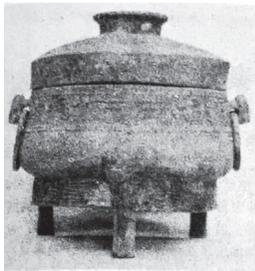
### 略稱

- 集成 中國社會科學院考古研究所編『殷周金文集成(修訂增補本)』(中華書局、二〇〇七年)  
 新收 鍾柏生・陳昭容・黃銘崇・袁國華編『新收殷周青銅器銘文暨器影彙編』(藝文印書館、二〇〇六年)  
 銘圖 吳鎮烽編『商周青銅器銘文暨圖像集成』(上海古籍出版社、二〇一二年)  
 銘續 吳鎮烽編『商周青銅器銘文暨圖像集成續編』(上海古籍出版社、二〇一六年)  
 陝金 吳鎮烽編著『陝西金文彙編』(三秦出版社、一九八九年)  
 合集 郭沫若主編・中國社會科學院歷史研究所編『甲骨文集』(中華書局、一九七七〜一九八二年)  
 斷代 陳夢家『陳夢家著作集 西周銅器斷代』(中華書局、二〇〇四年)  
 通釋 白川靜『金文通釋』(白川靜著作集別卷、平凡社、二〇〇四〜二〇〇五年)  
 銘文選 馬承源主編『商周青銅器銘文選』(一)〜(四)(文物出版社、一九八六〜一九九〇年)

### 器制

通高22cm・口徑18cm・腹深11.5cm・器壁厚0.5cm・足高4cm・重量4kg。

形制・大小・紋飾は二簋とも同じ。蓋と器は噛合い、腹の下部は外へ垂れる。蓋の縁は下に曲がっており、つまみは圈状である。圈足の下に獸頭の小足が三本有り、一對の獸首銜環耳がある。蓋上と器口の縁にはいづれも垂冠長尾鳳鳥紋を飾り、その下には雲雷紋が付いており、圈足には斜角雲紋を飾る。(銘圖)



殷簋甲器影 (①呼林貴・薛東星)



西部網(陝西新聞網)

「【毎日瑰寶】殷簋」2021-12-30

<http://news.cnwest.com/sxxw/a/2021/12/30/20202137.html>

銅川博物館收藏 殷簋乙器影

銘文

器内底と蓋に八行八二字（重文二）

器・蓋同銘

佳（唯）王二月既生霸丁丑，王

才（在）周新宮，王各（格）大室，即立（位）、

士戍右殷、立中廷、北鄉（嚮）、王

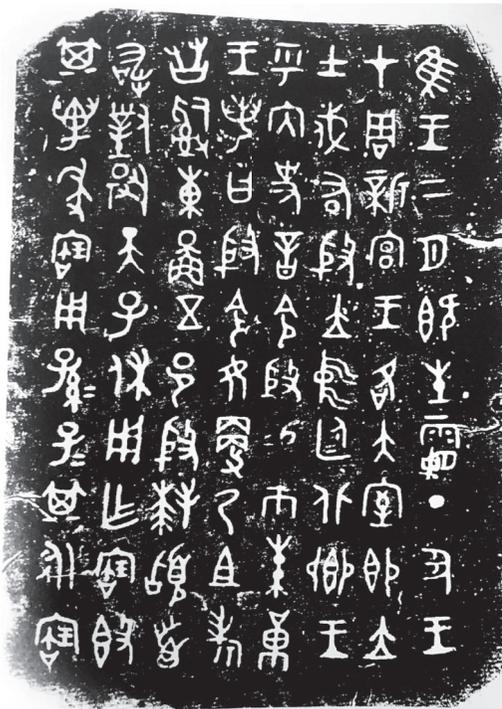
乎（呼）内史音令（命）殷、易（賜）市・朱黃（衡）、

王若曰、殷、令（命）女（汝）更（廢）乃且（祖）考、

昏（友）嗣東畷（鄙）五邑、殷捧（拜）頤（稽）首、

敢對揚天子休、用乍（作）寶殷、

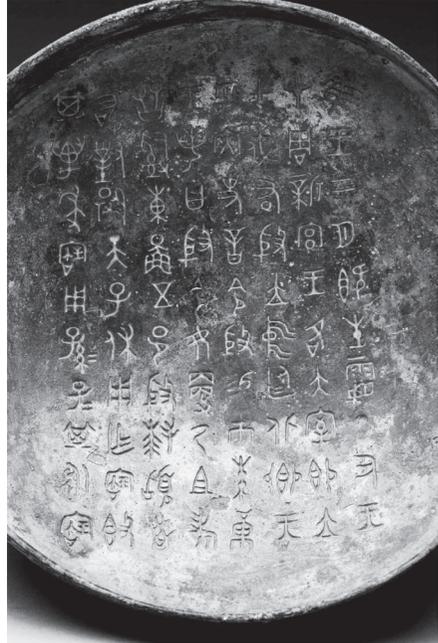
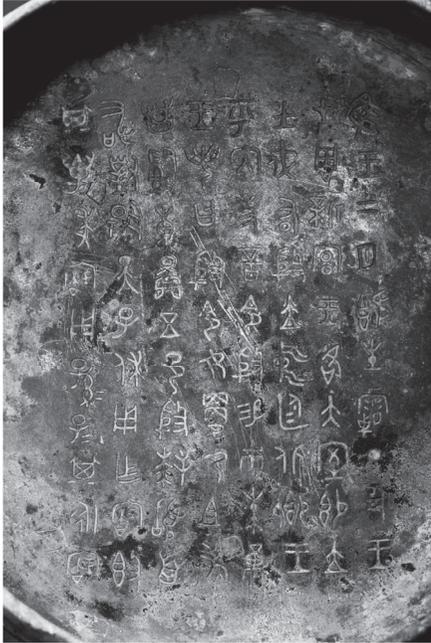
其萬年寶用、孫孫子子其永寶



殷簋乙蓋拓本（銘圖 5306）



殷簋甲器拓本（①呼林貴・薛東星）



殷簋銘文器影（西部網（陝西新聞網）【每日瑰寶】殷簋】2021-12-30）

<http://news.cnwest.com/sxxw/a/2021/12/30/20202137.html>

（左：銘圖 5306 器・右：銘圖 5306 蓋の寫眞）

銘文考釋

隹（唯）王二月既生霸丁丑、王才（在）周新宮、王各（格）大室、即立（位）、土戌右殷、立中廷、北鄉（嚮）

「隹（唯）」は發語の助字。「王」はどの周王を指すのかわは不明。「既生霸」は月が満ちていく状態を指していると考えられる。丁丑の干支番號は14。

「周新宮」は師湯父鼎（集成2580・西周中期）・虎簋蓋（新收633、1874・西周中期）・土山盤（新收1555・西周中期）に見える。「王各（格）大室、即立（位）」は周王が周新宮の大室に至り所定の位置についてたことをいう。

「土戌」は初見。「土戌右殷、立中廷、北鄉（嚮）」は儀式の流れを述べる部分である。望簋（集成4272・西周中期）銘にいう「王才（在）周康宮新宮、且、王各（格）大室、即立（位）、宰侂父右望、入門、立中廷、北鄉（嚮）、王乎（呼）史年册令（命）望……」【王、周の康宮新宮に在り。且に、王、大室に格り、位に即く。宰侂父、望を右けて、門に入り、中廷に立ち、北嚮す。王、史年を呼び望に册命せしむ。……】のように、本器銘文には見えない時間を表す「且」（早朝）が記されることがある。また、「入門」も「立中廷」の前に記される事例が多いが、本銘では省略されている。

王乎(呼) 内史音令(命) 殷、易(賜) 市・朱黄(衡)、王若曰、  
 殷、令(命) 女(汝) 更(賡) 乃且(祖) 考、昏(友) 嗣東畷  
 (鄙) 五邑

「王乎(呼) 内史音令(命) 殷」は王の殷に對する命令である。

「内史」は史官であり、本器以外にも豆閉簋(集成276・西周中期)に「王乎(呼) 内史册命豆閉」【王、内史を呼び豆閉に册命せしむ】とあるように、王の命令を伝える銘文が數多く残っている。「音」は内史の名である。

「市」は傳世文獻では「鞞」「紱」「鞞」「鞞」と書かれる。『説文解字』に「市、鞞也。上古衣蔽前而已。市以象之、天子朱市、諸侯赤市、大夫蔥衡。从巾、象連帶之形。」「市は、鞞なり。上古の衣は、前を蔽ふのみ。市は以て之を象り、天子は朱市、諸侯は赤市、大夫は蔥衡。巾に从ひ、帶を連ぬるの形に象る。」とあり、膝掛けのことである。

「朱黄(衡)」の「黄」字(𡗗)は他の銘文に現れる字體とは少し異なるが、諸家はみな「黄」と釋す。②陳黎は、習見される「黄」字の形とは似ておらず、卯簋(集成4327・西周中期)銘の「贊(瓚)璋」の「贊」字(𡗗)と類似しており、「贊」字である可能性を指摘している。ただし、同氏は金文中の「朱黄」は習見されるが、「朱瓚」は未だその他の銘文中では出現しておらず、よって、本銘の「贊」字も「黄」の誤刻である可能性があると述べている。本稿では「黄」と釋しておく。「黄」は「衡」であり、『禮記』玉藻に「一命緼韍幽衡」【一命は緼韍幽衡】の鄭玄注「衡、佩玉之衡也」【衡、佩玉の衡なり】と

いうように、佩玉のことである。

「令(命) 女(汝) 更(賡) 乃且(祖) 考」の「更」は「賡」と讀み、「繼」の意。六行目第一字の「昏(友)」字は上下どちらに續けて讀むべきか問題となる。「令(命) 女(汝) 更(賡) 乃且(祖) 考」は基本的に習鼎(集成2838・西周中期)銘の「令(命) 女(汝) 更(賡) 乃且(祖) 考」【汝に命じて乃の祖考を賡ぎて卜事を嗣らしむ】のように記される。一方、呂服余盤(集成10138・西周中期)銘の「令(命) 女(汝) 更(賡) 乃且(祖) 考事、疋(昏) 備中(仲) 嗣六自(師) 服」【汝に命じて乃の祖考の事を賡ぎ、備仲を昏けて六師の服を嗣れ】のように「且(祖) 考事」と記されることがある。現在のところ、「且(祖) 考」の後に續くと考えられるのは「事」以外には存在しないようである。本稿では「乃且(祖) 考」で斷句し、下文に續けて「昏(友) 嗣」としておく。

「昏(友) 嗣」の「嗣」は「司」と讀む。殷が祖考の職掌を繼いで「東畷(鄙) 五邑」を管理するよう命じられたという意味である。しかし、「昏(友) 嗣」という熟語は他に例がない。「嗣」に關聯する言葉として、

- ・「嗣王家」(蔡簋、集成3340・西周晚期)
- ・「死(尸) 嗣王家」(康鼎、集成2786・西周中期或晚期)
- ・「令(命) 女(汝) 官嗣成周實(賈) 廿家」(頌鼎、集成2827・2829・西周晚期)
- ・「命女(汝) 鞞嗣公族」(毛公鼎、集成2841・西周晚期)

・「翽官嗣康宮王臣妾・百工」(伊簋, 集成4287・西周晚期)

・「晉(嫡)官嗣左右戲鯀(繁)荊」(師虎簋, 集成4316・西周中期)

等を擧げることができる。蔡簋のように「嗣」のみで使われることもあるが、それ以外にも「死(尸)嗣」・「官嗣」・「翽嗣」・「翽官嗣」・「晉(嫡)官嗣」を確認することができる。いずれも「司」(つかさどる)という意味であろうが、細かい違いは不明となっている。

「友」は師詢簋(集成4333・西周晚期)には「王曰……達(率)呂(以)乃友干(捍)吾(禦)王身」【王曰はく……乃の友を率<sup>ひ</sup>以<sup>て</sup>王の身を捍禦し……】と記されている。ここでは師詢が「友」を率いて王の身を守ることが命じられており、「友」は師詢の屬官のことであると考えられる。⑤何景成によると、「友」には「僚屬」の意味があり、「僚」は副職を擔當して正職の補佐の責任を負う官員で、「友」は一般屬吏を指し、この類の屬吏は西周時期には主に同族の兄弟が任に當ったという。西周金文の「友」字の事例から推測すると、殷の一族と共に「東畷(鄙)五邑」を管理することを命じられたのかもしれない。しかし、確實なことは分からないため、殷が「東鄙五邑」の管理を命じられたと考えておく。

「東畷(鄙)五邑」について、①呼林貴・薛東星は、殷は「東鄙五邑」の地方行政長官であり、出土した殷簋二簋と五邑を管理した状況より見ると、その身分は「上士」一級に當たると考えている。

②陳黎は、「東鄙五邑」は岐周城東に位置する五つの邑であると考える。岐周付近にその他の城邑の發見がないことを考慮すると、ここ

での「五邑」は郷野の地の五つの農村集落を指す可能性が極めて高い。よって、殷の職事は、主にこの五つの農村集落を實際に管理することであるという。

③高澤浩一は、①呼林貴・薛東星に従い「東畷五邑」は地方行政長官であるという。畷は地方または地方の聚落で、邑は町を數える單位であるという。

④鄒美都・查飛能は、「東鄙」の「鄙」は邊鄙・鄙野の鄙ではなく、國・都・邑の義であるという。そして、「五邑」は「五」という名の邑であると考えている。

⑥王鵬は金文中の「鄙」は中心都邑外邊地帯の農耕條件に適した下層の聚邑によって構成され、これらの小型聚落は中心都邑のために食料を提供したという。また、小型聚邑内の人は「師」・「旅」の類の軍事編成形式を採用し、中心都邑のために軍事動員能力と日常の防衛職能を提供したと考えている。

「畷(鄙)」と「五邑」について検討する前に當時の邑の構造について述べておく。「邑」とは規模の大小問わず人々が集まって居住する場所のことを指す。⑧松丸道雄は殷周時代におけるもっとも基本的な國家構造は大邑―族邑―屬邑という累層的關係であると考える。⑨林滢は、人々が居住する邑は中心邑である都とそこに從屬する多數の鄙に分化し、一つの都鄙を構成したと考えている。このように先行研究では、ある中心となる邑の周圍に多數の小邑が屬していたことが確認されている。

金文の「畷(鄙)」については次のような事例がある。

雍伯鼎（集成 2531・西周早期）

王令（命）離（雍）白（伯）皐（鄙）于出爲宮……

【王、雍伯に命じて出に鄙して宮を爲らしむ。……】

渣司徒選簋（集成 4039・西周早期）

王束（來）伐商邑、征（誕）令（命）康侯皐（鄙）玆（于）衛、渣

（沫）嗣土返眾皐（鄙）……

【王、商邑を來伐す。誕に康侯に命じて衛に鄙せしむ。沫嗣土返、眾に鄙す。……】

恆簋蓋（集成 4199' 4200・西周中期）

王曰、恆、令（命）女（汝）夔（廢）崇（喬）克嗣直皐（鄙）、易（賜）

女（汝）繹（變）旂、用事……

【王曰はく、恆よ、汝に命じて喬克を廢きて直鄙を嗣らしむ。汝に變旂を賜ふ。用て事へよ。……】

楚簋（集成 4246' 4247' 4248' 4249・西周晚期）

佳（唯）正月初吉丁亥、王各（格）于康宮、中（仲）佃父内（入）

右楚、立中廷、内史尹氏册命楚、赤（環）市・繹（變）旂、取遺

五等（錡）、嗣斧皐（鄙）・官（館）・内師・舟

【唯れ正月初吉丁亥、王、康宮に格る。仲佃父入りて楚を右け、中廷に立つ。内史尹氏、楚を册命するに、赤環市・變旂もてし、遺五

錡を取り、斧の鄙・官・内師・舟を嗣らしむ。】

雍伯鼎の「皐（鄙）」は雍伯の名であるという説もあるが、「出」（出邑）の鄙に宮を作らせたと解することもできる。

渣司徒選簋の「征（誕）令（命）康侯皐（鄙）玆（于）衛」は、白川靜氏は皐を作ること命じたと考え、皐は鄙にして屯倉的な補給基地の設営の意としている（通釋一四「康侯殷」）。⑩伊藤道治は、皐字は「□」を付けると「圖」となり、ある一定の地域を區畫する意味の動詞と解す（257頁）。⑪松井嘉徳は衛における疆域設定をいうと考える（148頁）。⑫王輝は、皐はもともと郊野を指し、引申して衛の郊野を守ることで、分封であるとする（二七、渣司徒選殷）。

恆簋蓋は恆が「直皐（鄙）」（直邑の鄙）を司ることを命じられている。白川靜氏は直は地名で、その鄙すなわち農作地の管理を命ずると考える（通釋四九輯「恆殷蓋」）。⑬李家浩は直邑邊鄙の地を管理することと考える。

楚簋の「嗣斧皐（鄙）・官（館）・内師・舟」は諸説あるが、「斧皐（鄙）」については「莽京」の鄙のことであろう。

以上の他に史密簋（銘圖 5327・西周中期後段）には「齊自（師）・族土（徒）・述（遂）人、乃執皐（鄙）・寬・亞【齊師・族徒・遂人、乃ち鄙・寬・亞を執らふ。】とあり、「皐（鄙）・寬・亞」が見える。この「皐」については邊邑であるという説や人名であるという説がある。小孟鼎（集成 2839・西周早期）に「執聶（首）三人【首三人を執らふ】や多友鼎（集成 2833・西周晚期）に「執喙（訊）廿又三人」（捕

虜二十三人之意」とあるように、「執」字は通常「捕える」という意味で解釋される。そうすると「畱」は人名であると考えられるため、上記の事例には加えない。史密纂の解釋について詳しくは⑭村上幸造参照。

「畱(鄙)」はまた卜辭にも見え、

合集 6267 正

癸巳卜、般貞、旬亡囚、王固曰、有祟、其有來艱、乞至五日丁酉、允有來艱自西、沚臧告曰、土方畱(征)于我東畱(鄙)、伐二邑、土方亦侵我西畱(鄙)田

【癸巳卜し、般貞ふ。旬に囚亡きか。王固みて曰はく、祟有らん。其れ來艱有らん。五日丁酉に至るに乞び、允に來艱有りて西自りす。沚臧告げて曰はく、土方、我が東鄙を征し、二邑を伐ち、土方もまた我が西鄙の田を侵す。】

という。

⑦謝能宗はこの卜辭を用いて殷代の「鄙」の範圍を考察している。氏はまず、陳夢家氏のいう卜辭の「我」には今日にいう「我々」の義があるという説を擧げる。そして、この卜辭は商王自らが占卜しており、「我東鄙」・「我西鄙」は明らかに商王の管轄する全區域の「鄙」であり、王都を中心とする王國の邊域地區であると考える。すなわち、卜辭に見える「侯」の支配する區域は王都からみれば「鄙」となり、「侯」が所在する中心聚落にも「鄙」が從屬していると考えている。このよ

うな「鄙」の意味は西周期にも繼承されているという。

しかし、ここでいう「我」は沚臧が王に夷狄の侵入を告げているため、沚臧のことであり、沚臧の居住する邑の鄙が土方・土方の侵略を受けたと考えられる。そうすると、⑥謝能宗の考える「鄙」の範圍は廣すぎるといえる。先に確認した金文の事例では、「鄙」は出・衛・直・莽のようにある地域において中心となる大邑(以下、このような邑を中心邑という)と共に記されており、中心邑の周圍に存在する複数の邑を含む地域のことを指していると考えた方がよい。このことは先に確認した邑の構造の先行研究によっても裏付けされる。

「鄙」について付言しておく、傳世文獻において「畱(鄙)」は『春秋左氏傳』襄公二十八年には「與晏子邾殿、其鄙六十、弗受。」【晏子に邾殿を與ふ。其の鄙は六十。受けず。】というように邾殿の鄙が記される。「其鄙六十」は鄙邑六十という意味となるように、金文における意味と異なっている。また同書成公二年には「二年、春、齊侯伐我北鄙、圍龍。」【二年、春、齊侯、我が北鄙を伐ち、龍を圍む。】とあり、ここでは魯の邊境の意味で使用されている。おそらく春秋期の各國の支配地域擴大と共に鄙の指す範圍も變化していったのである。

次に「五邑」について確認する。

柞鐘(集成 133139・西周晚期)

佳(唯)王三年四月初吉甲寅、中(仲)大師右柞、柞易(賜)載・朱黃(衡)・繡(鑾)、嗣五邑甸人事……

【唯れ王の三年四月初吉甲寅、仲大師、柞を右く。柞、載・朱衡・鑾を賜はり、五邑甸人の事を嗣らしむ。……】

殺簋蓋 (集成 4293・西周中期)

佳 (唯) 二月初吉、王才 (在) 師嗣馬宮大室、即立 (位)、井 (邢) 白 (伯) 入右殺、立中廷、北郷 (嚮)、内史尹册、易 (賜) 殺玄衣黼屯 (純)・旂四日、用大荀 (服) 于五邑守堰 (堰) ……

【唯れ二月初吉、王、師嗣馬宮の大室に在りて、位に即く。邢伯入りて殺を右け、中廷に立ち、北嚮す。内史尹册し、殺に玄衣黼純・旂四日を賜ふ。用て大いに五邑守堰に服せ。……】

元年師兌簋 (集成 4274、4275・西周晚期)

佳 (唯) 元年五月初吉甲寅、王才 (在) 周、各 (格) 康廟、即立 (位)、同中 (仲) 右師兌、入門、立中廷、王乎 (呼) 内史尹册令 (命) 師兌、疋 (胥) 師蘇父、嗣左右走馬・五邑走馬、易 (賜) 女 (汝) 乃祖市・五黄 (衡)・赤烏 ……

【唯れ元年五月初吉甲寅、王、周に在り。康廟に格りて、位に即く。同仲、師兌を右け、門に入り、中廷に立つ。王、内史尹を呼び師兌に册命せしめ、師蘇父を胥け、左右走馬・五邑走馬を嗣れ。汝に乃の祖の市・五衡・赤烏を賜ふ、と。……】

鄧簋 (集成 4297・西周晚期)・鄧簋蓋 (集成 4296・西周晚期)

佳 (唯) 二年正月初吉、王才 (在) 周邵 (昭) 宮、丁亥、王各 (格)

于宣射 (榭)、毛白 (伯) 内 (入) 門、立中廷、右祝鄧、王乎 (呼) 内史册命鄧、王曰、鄧、昔先王既命女 (汝) 乍 (作) 邑、韞五邑祝、今余佳 (唯) 黼 (申) 褱 (就) 乃命、易 (賜) 女 (汝) 赤市・冏 (綱) 罍 (縷) 黄 (衡)・緡 (鑾) 旂、用事 ……

【唯れ二年正月初吉、王、周の昭宮に在り。丁亥、王、宣榭に格る。毛伯、門に入りて、中廷に立ち、祝鄧を右く。王、内史を呼びて鄧に册命せしむ。王曰はく、鄧よ、昔、先王既に汝に命じて邑を作し、五邑祝を韞せしむ。今、余唯れ乃の命を申就す。汝に赤市・綱縷衡・鑾旂を賜ふ。用て事へよ、と。……】

虎簋蓋 (新收 633・西周中期)

佳 (唯) 卅 (三十) 年四月初吉甲戌、王才 (在) 周新宮、各 (格) 于大室、密弔 (叔) 内 (入)、右虎、即立 (位)、王乎 (呼) 入 (内) 史曰、册令 (命) 虎、曰、韞 (載) 乃且 (祖) 考事先王、嗣虎臣、今命女 (汝) 曰、更 (廢) 乃且 (祖) 考、疋 (胥) 師戲、嗣走馬駮 (馭) 人眾五邑走馬駮 (馭) 人、女 (汝) 母敢不善于乃政、易 (賜) 女 (汝) 載 (緡) 市・幽黄 (衡)・玄衣澆屯 (純)・緡 (鑾) 旂五日、用事 ……

【唯れ三十年四月初吉甲戌、王、周の新宮に在り。大室に格る。密叔入り、虎を右け、位に即く。王、内史を呼びて曰はく、虎に册命せよ、と。曰はく、載め乃の祖考、先王に事へ、虎臣を嗣る。今、汝に命じて曰はく、乃の祖考を廢ぎ、師戲を胥けて、走馬駮人眾五邑走馬駮人を嗣れ。汝敢へて乃の政に不善あること母かれ。汝に

緇市・幽衡・玄衣澆純・鑾旂五日を賜ふ。用て事へよ、と。……】

以上には「五邑甸人」・「五邑守塚(堰)」・「五邑走馬」・「五邑祝」・「五邑走馬駮(馭)人」といった官職名が見える。これらの「五邑」については様々な研究者が言及している。前述したように②陳黎のように五つ邑であるという説と、④鄒美都・査飛能のように「五」という一つの邑であるという説に大きく分かれる。

五つの邑であると考えられる研究者の方が多いが、少しずつ解釋が異なっている。例えば、陳夢家氏は元年師兌簋の五邑と左右とは對になっており、五邑は西土の王城邑を指すという(斷代一七〇「元年師兌殷」)。白川靜氏は、五邑の名義の意味は知られないが、祝があり、甸人があり、走馬がおかれているとすれば、周都近傍の王室直轄地で、宗教的な儀禮に關係のあるところであると思われる(通釋一八七「師兌殷一」)。⑤劉雨は、「五邑」は特殊な行政單位であり、金文には走馬・甸人・祝等の職官があるが、同時に「五邑」を單位とする同名の官職を設けている。殷簋の「東鄙五邑」より見てみると、この五邑は東土某地にあるが、その他の内容は分からないという。⑥許倬雲は五邑は岐下・程・豊・鎬・西鄭・槐里の六箇所のうち五つの都邑であるという(235頁)。このように五つの邑であるという説も、中心邑周邊の小邑が五つであるのか、中心邑が五つであるのかに分かれる。④鄒美都・査飛能が擧げているように、「邑」を量詞として用いる事例として耐比盨がある。

耐比盨(集成2466・西周晚期)

隹(唯)王廿(二十)又五年七月既望□□、「王才(在)」永師田宮、令(命)小臣成友逆□□、内史無夥・大史旃曰、章(賞)𠄎(厥)𠄎夫吒(宅)耐比田、其邑旃・𦉰・𦉰(置)、復(復)友(賄)耐比其田、其邑復(復)畝・言二挹(邑)、畀耐比復(復)小宮吒(宅)耐比田、其邑𦉰求句商兒眾讎戔、復限余(予)耐比田、其邑競・楸(懋)・甲三邑、州・瀘二邑、凡復友(賄)、復友(賄)耐比田十又三邑……

【唯れ王の二十又五年七月既望□□、「王」、永の師田の宮に「在り」。小臣成友に命じて□□を逆へしむ。内史無夥・大史旃曰はく、厥の𦉰夫を賞し耐比の田を吒す。其の邑は旃・𦉰・置なり。耐比に其の田を復賄す。其の邑は復畝・言の二邑なり。耐比に畀<sup>あた</sup>ふ。復た小宮、耐比の田を吒す。其の邑は𦉰と句商兒と讎戔なり。復た耐比に田を限りす。其の邑は競・懋・甲三邑、州・瀘二邑なり。凡<sup>すべて</sup>て復賄せよ、と。耐比に田十又三邑を復賄す。……】

ただし、④鄒美都・査飛能は耐比盨に見える量詞としての「邑」は金文の數量を表現する習慣に符合しないとして否定する。この習慣については、例えば小孟鼎(集成2839・西周早期)に見える「弓一・矢百・畫(皐)一・貝冑一・金盾一・𦉰(威)一・戈二・矢臺八」の「弓一」等のように、名詞の後に數量が記されることをいう。

また、④鄒美都・査飛能は「某邑」の事例として、新邑鼎(集成2682・西周早期)に見える「新邑」、柞伯鼎(銘圖2448・西周晚期)

に見える「今女（汝）嬰（其）率蔡侯左至于昏邑」【今、汝其れ蔡侯を率ゐて左して昏邑に至れ】の「昏邑」を擧げている。これら以外にも、渣司徒返簋（前述）に「商邑」、散氏盤（集成10176・西周晚期）「用矢戣（撲）散邑、廼即散用田」【矢の散邑を撲するを用て、廼ち散に即ふるに田を用ふ。】の「散邑」の二例がある。

このように、「五邑」は上述した兩説どちらも可能性はある。「鄙」は中心邑周囲の地域を指し、卜辭にも「畺（鄙）三邑」（合集7074）の語があることから、「東畺（鄙）五邑」は中心邑東側の五つの邑のことを指していると思われる。

以上に引用した金文の「五邑」全てが同じ場所を指しているとする  
と、「五邑甸人」（農業）・「五邑守墉（堰）」（水利設備）・「五邑走馬」「五邑走馬駟（馭）人」（軍事）・「五邑祝」（祭祀）というように、「鄙」に屬する邑でありながら農業・軍事・祭祀關係の官職に任命された者が存在した。①松井嘉徳は常に「五邑」と熟すように、この「五邑」は王朝にとって何らかの特別な機能を擔っていた可能性があるという。そのように考えると「東畺（鄙）五邑」の屬す中心邑は周王にとって重要な邑であるということができる。「五邑」は白川靜氏のいわれるように周都近傍の周王直轄地であった可能性が高い。

殷擗（拜）頤（稽）首、敢對揚天子休、用乍（作）寶殷、其萬年寶用、孫孫子子其永寶

本段は以上の王の命令に殷が應えて本器を作成したことをいう。そ

して子孫も永く本器を寶とするようにと記している。

### 訓讀

唯れ王の二月既生霸丁丑、王、周の新宮に在り。王、大室に格り、位に即く。士戍、殷を右けて、中廷に立ち、北嚮す。王、内史音を呼び殷に命ず。市・朱衡を賜ふ。王若く曰はく、殷よ、汝に命じて乃の祖考を廣ぎ、東鄙五邑を友嗣せよ、と。殷拜稽首して、敢へて天子の休に對揚して、用て寶殷を作る。其れ萬年寶用し、孫孫子子其れ永く寶とせよ。

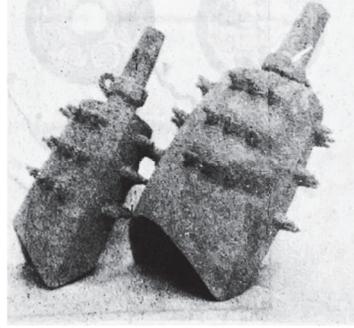
### 日本語譯

王の二月既生霸丁丑の日、王は周の新宮におられた。王は大室に至り、所定の位置についた。士戍は殷を補助して、中廷に立ち、北を向いた。王は内史音を呼び殷に命令を與えた。（王は殷に）市・朱衡を賜った。王はこのように言われる、殷よ、汝に命じて汝の祖考を繼ぎ、東鄙の五つの邑を司れ、と。殷は拜稽首して、天子の恩寵に應えて、寶殷を作った。萬年までもこれを寶用し、孫孫子子は永く寶とせよ。

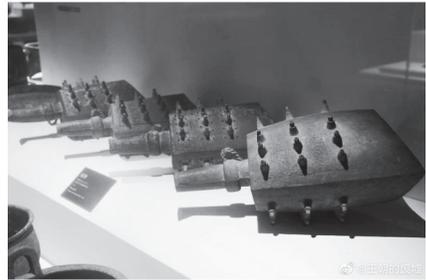
### 參考

同出の鐘四件（無銘）

時代 西周中期偏晚（①呼林貴・薛東星）



編鐘畫像 (①呼林貴・薛東星)



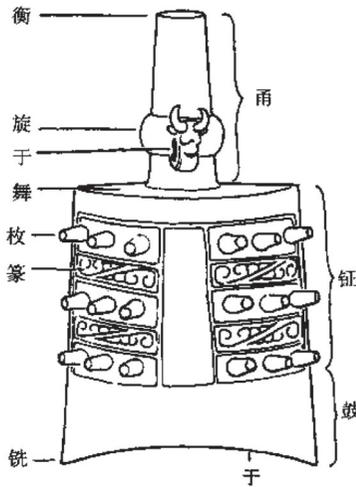
(<https://www.qd1024.com/zhe-jian-yin-gui-ke-yi-suan-shi-xin-kai-fang-de-tong-chuan-bo-wu/>)

器制

- 一號鐘：通高36.5㎝・甬高12.5㎝・舞修16.5㎝・銑開20.7㎝・壁の厚や0.5㎝・重や6kg
- 二號鐘：通高34.5㎝・甬高11.8㎝・舞修15.5㎝・銑開18.2㎝・壁の厚や0.7㎝・重や5kg
- 三號鐘：通高33.5㎝・甬高12㎝・舞修14.5㎝・銑開16.7㎝・壁の厚や0.7㎝・重や4.5kg
- 四號鐘：通高31㎝・甬高11㎝・舞修14.5㎝・銑開15.7㎝・壁の厚や0.5㎝・重や4.3kg

于上には絢形の旋がある。舞には卷雲紋を飾り、鉦の両側には各々三列の枚がある。枚及び鉦の周囲にはいずれも小乳釘の囲みがある。

隧（鼓の胴の溝）上は「S」形の卷雲紋を飾り、右鼓の打撃部位は鸞鳥紋を飾り、篆は倒「S」形の雲紋を飾る。二號・四號の鐘鉦は三角形の雲紋を飾り、一號・三號鐘鉦には紋飾がなく、その他の紋飾はいずれも同じである。(①呼林貴・薛東星)



朱鳳瀚『中国青銅器綜論』上（上海古籍出版社、二〇〇九年）347頁

(立命館大學白川靜記念東洋文字文化研究所客員研究員)

